





# 平成24年分青色決算チェックシート

確定申告の時期が近づいてきましたが、正しい申告のためには、正しい決算が必要です。そこで青色決算における誤りやすい事例をあげてみたので、確認にご利用ください。

## ☆事業所得の方

項目	内容
売上 (収入金額) 決算書「①」欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現金売上分や掛売り分、あるいは、単発的な取引に係る売上の計上漏れはありませんか。</li> <li>○預貯金（家族名義を含みます。）に振り込まれた分の収入計上漏れはありませんか。</li> <li>○小切手入金分や銀行振込分の計上漏れはありませんか。</li> <li>○雑収入（消費税について税込経理を行っている場合の還付消費税額など）やリベートなどの計上漏れはありませんか。</li> <li>○商品などを家用に消費した分の計上漏れはありませんか。</li> </ul>
期末商品 (製品) 棚卸高 決算書「⑤」欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>○店舗・工場以外の場所に保管している商品の計上漏れはありませんか。</li> <li>○棚卸しは実地に行い、その記録は必ず保存しておいてください。なお、棚卸しの関係書類は、後日確認させていただくことがあります。</li> </ul>
必要経費 決算書 「⑧～⑩」欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家事費分（住まいや生活のための消費に係る部分など）を必要経費に計上していませんか。</li> <li>○租税公課、水道光熱費、旅費交通費、通信費、接待交際費、福利厚生費、利子割引料、地代家賃は、特に注意してください。</li> <li>○所得税・住民税、町内会費、罰金・過料、借入金元本の返済金、長期損害保険料の積立分など、必要経費にならないものを計上していませんか。</li> </ul>
専従者給与 決算書「⑪」欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>○専ら事業に従事していない者を専従者としていませんか。</li> <li>○専従者給与に関する（変更）届出書は提出してありますか。</li> <li>○実際に支払った金額の方が少ないにもかかわらず、専従者給与に関する（変更）届出書に記載した金額を計上していませんか。</li> </ul>
青色申告 特別控除額 決算書「⑭」欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>○決算書の4ページの貸借対照表の記載がない、若しくは、不十分、あるいは、正規の簿記（一般的には複式簿記）の原則に従った記帳がされていないにもかかわらず、10万円を超える金額を控除していませんか。</li> </ul>

### ☆不動産所得の方

項目	内容
収入金額 決算書 「①～③」欄	<p>○次の収入の計上漏れはありませんか。</p> <p>◇権利金、礼金、更新料、名義書換料 ◇共益費や修理事代名目の収入</p> <p>◇未収入分 ◇保証金や敷金などのうち、返還を要しない部分</p> <p>◇消費税について税込経理を行っている場合の還付消費税額</p>
租税公課 決算書「⑤」欄	○自己の居住用部分など貸付用以外の不動産部分の固定資産税を除いていますか。
損害保険料 決算書「⑥」欄	<p>○自己の居住用部分など貸付用以外の建物部分を除いていますか。</p> <p>○長期損害保険料の積立部分を除いていますか。</p>
修繕費 決算書「⑦」欄	<p>○自己の居住用部分など貸付用以外の建物部分を除いていますか。</p> <p>○修繕費のうち、固定資産の使用可能期間の延長又は価値の増加をもたらす支出（資本的支出）は、資産の取得価額になりますが、修繕費から除いていますか。</p>
減価償却費 決算書「⑧」欄	<p>○期間計算誤りはしていませんか。</p> <p>○自己の居住用部分など貸付用以外の建物部分を除いていますか。</p> <p>○減価償却方法の届出は適正になされていますか。</p> <p>○割増償却に該当しないものを割増償却していませんか。</p> <p>○マンションなどの取得価額に土地部分は含まれていませんか。</p> <p>○耐用年数及び償却率は適正ですか。</p>
借入金利子 決算書「⑨」欄	<p>○自己の居住用部分など貸付用以外の不動産部分を除いていますか。</p> <p>○決算書⑧欄が赤字の人で⑨欄に算入した金額のうちに土地等を取得するために要した負債の利子の額がある人は、その負債の利子の額を所定の欄に記入していますか。</p>
地代家賃 決算書「⑩」欄	<p>○自己の居住用部分など貸付用以外の不動産部分を除いていますか。</p> <p>○生計を一にする親族に対して支払っているものを除いていますか。</p>
その他の経費 決算書 「⑪～⑯」欄	<p>○家事費分（住まいや生活のための消費に係る部分など）を必要経費に計上していませんか。</p> <p>○水道光熱費、旅費交通費、接待交際費は、特に注意してください。</p>
専従者給与 決算書「⑰」欄	<p>○不動産の貸付けが事業的規模で行われていますか。</p> <p>○専ら事業に従事していない者を専従者としていませんか。</p> <p>○専従者給与に関する（変更）届出書は提出してありますか。</p>
青色申告 特別控除額 決算書「⑲」欄	<p>○不動産の貸付けが事業的規模で行われておらず、他に事業所得がないにもかかわらず、10万円を超える金額を控除していませんか。</p> <p>○決算書の4ページの貸借対照表の記載がない、若しくは、不十分、あるいは、正規の簿記（一般的には複式簿記）の原則に従った記帳がされていないにもかかわらず、10万円を超える金額を控除していませんか。</p>

事務局の業務時間の変更や  
指導会等の日程などの情報を随時更新しておりますので、  
大和青色申告会のホームページも是非ご覧ください  
URLは <http://www.shokonet.or.jp/aoiro/yamato/>  
「大和 青色」で検索してみてください



**Q1 私が加入している生命保険会社から生命保険料控除証明書が送付されました。**

旧生命保険料と新生命保険料の支払があり、それぞれの生命保険料に係る控除額を計算したところ、旧生命保険料控除だけによる控除額が一番大きくなりましたので、新生命保険料は控除の対象とせず、旧生命保険料だけを対象にしたいと考えていますが、送付された生命保険料控除証明書には、新生命保険料の額と旧生命保険料の額が併せて記載されています。この生命保険料控除証明書を所得税の控除証明書として提出しようと思っていますが、何か問題はありますか。

**A 1** その年中に新生命保険料と旧生命保険料を支払っている場合において、新生命保険料と旧生命保険料に係る控除のいずれを適用するか又は両方の支払について適用するか、納税者はいずれか有利な方を選択することができます。

したがって、ご照会のように、生命保険料控除証明書に新生命保険料の額と旧生命保険料の額の両方が記載されている場合であっても、旧生命保険料の部分だけを控除の対象としても特に問題はありません。

【関係法令通達】

所得稅法第76條第1項、第120條第3項、所得稅法施行令第262條第1項

**Q 2** 生命保険料控除証明書をもとに生命保険料控除額の計算を行ったところ、新生命保険料に係る控除額が3万円、旧生命保険料に係る控除額が5万円、介護医療保険料控除額が2万5千円、新個人年金保険料に係る控除額が3万円、旧個人年金保険料に係る控除額が5万円となりました。この場合、生命保険料控除額はどのように計算すればよいですか。

A 2 一般の生命保険料控除額については旧生命保険料に係る控除額5万円、個人年金保険料控除額については旧個人年金保険料に係る控除額5万円とし、これらと介護医療保険料控除額2万5千円の合計額によることができます。ただし、12万円が限度となります。

生命保険料控除については、従来、一般の生命保険料控除及び個人年金保険料控除の2区分とされていましたが、平成22年度の税制改正により、平成24年分以後、介護医療保険料控除が新たに追加され、全体で3区分とされた上、これらの控除の合計適用限度額が12万円とされました。

また、一般の生命保険料控除及び個人年金保険料控除については、さうに、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に係るものと、同日前に締結した保険契約等（旧契約）に係るものに区分されることとなりました。

これらの新旧の契約に係る保険料については、それぞれの生命保険料控除の区分ごとに、どちらの控除額を適用するか（又は併用するか）は任意に選択できますので、ご照会のように、一般の生命保険料控除については旧生命保険料に係る控除額を適用し、個人年金保険料控除については旧個人年金保険料に係る控除額を適用して、一番大きい金額を生命保険料控除額とすることができます。

なお、ご照会の場合、各区分の控除額の合計額が12万円を超えていませんので、生命保険料控除額は上限の12万円となります。

区分		各区分の控除額		生命保険料控除額
一般の生命保険料	新生命保険料に係る控除額	30,000円	→一番大きい金額 50,000円	
	旧生命保険料に係る控除額	50,000円		
	両方の適用を受ける場合の控除額	40,000円		
介護医療保険料控除額		25,000円		
個人年金保険料	新個人年金保険料に係る控除額	30,000円	→一番大きい金額 50,000円	合計 125,000円 ↓ 120,000円 (限度額)
	旧個人年金保険料に係る控除額	50,000円		
	両方の適用を受ける場合の控除額	40,000円		

### 【関係法令通達】所得税法第76条

(注記) 平成24年7月1日現在の法令・通達に基づいて作成しています。  
この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんから、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

2面からの続き
飯田 岩野 池田 松本 芝崎 佐藤 五十嵐 十代子 清田 時任 柏木 永瀬 濑谷 渋谷 戸井 田國輝 木下 英男 高橋 戶井 田國輝 木下 英男 新家 金子 旦代 嶋村 伊波 橘川 八木 前川 賢治
亮 (上今泉) 裕司 (大谷・勝瀬) 進 (浜田・国分寺台) 泰弘 (海老名第四) 孝夫 (新田・さつき) 豪 (本郷・中河内) 勝美 (今里・社家) 敏男 (中野・門沢) 雄寅 (上土棚) (中村) (上深谷) (綾北) (寺尾南) (寺尾北) (早園) (大和農業) (座間農業) (海老名農業) (綾瀬農業) (大和薬科医師) (税理士)
(国分第二) (国分寺台) (浜田・国分寺台) (海老名第四) (新田・さつき) (本郷・中河内) (今里・社家) (中野・門沢) (上土棚) (中村) (上深谷) (綾北) (寺尾南) (寺尾北) (早園) (大和農業) (座間農業) (海老名農業) (綾瀬農業) (大和薬科医師) (税理士)

平成25年1月1日発行

今も盛大に終えることが  
親会はじめ皆様方の、毎  
年変わらぬ真心の御協力で、毎  
年も盛大に終えることが  
あります。翌日に綾瀬市  
へ寄付してまいりました。  
今年は、翌日に綾瀬市  
へ寄付してまいりました。



昨年10月に実施しました  
青年部事業の大きな柱の一  
つである献血活動におきま  
す。新年明けましておめでと  
うございます。皆様におかれましても  
心新たな新春をお迎えの事  
と存じます。昨年中は、女性部の諸活  
動に多大なご理解とご支援  
を賜わり、心より厚く御礼  
申し上げます。



さて、昨年の11月18日、「税を考える週間」の行事  
としまして、女性部はチャ  
リティーバザーを「あやせ  
商工フェア」で実施しまし  
た。毎年この時期に実施し  
ており、今回第8回目と  
なります。売上金の99,094円は、翌日に綾瀬市  
へ寄付してまいりました。

## 市からのお知らせ

会員の皆様方におかれましては、日頃より税務行政につきまして、ご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

### ◆給与支払報告書の早期提出について

平成25年1月31日(木)は、給与支払報告書の提出期限です。期限直前に集中して提出されますと、その後の事務は繁忙を極めることになります。

つきましては、市・県民税の課税事務を円滑に処理するため、1月18日頃までに給与支払報告書を提出していただきますようお願いいたします。

※専従者の方の分もお忘れのないようお願いいたします。

### ◆退職所得の住民税の10%控除の特例廃止について

平成25年1月1日以後に支払われる退職所得の住民税について、税額から10%の控除がされる特例が廃止となります。取扱いについてご注意ください。

大和市役所 市民税課、座間市役所 市民税課、海老名市役所 市民税課、綾瀬市役所 課税課

## 入会9名～青色勧奨会員増強特別運動

会勢拡大のための特別運動が10月16日から11月15日まで実施され、皆さんのご協力により9名の方が入会されました。

【大和北地区】3名、【大和南地区】1名、【海老名地区】1名  
【綾瀬地区】2名、【業種】2名

### 支部と会員数

(H24.11.20現在)

方面	支部	正会員	方面	支部	正会員	準会員
大和北	13	977	農業	4	914	準会員A
大和南	17	1,083	歯科医師	2	40	36
座間	14	1,039	税理士	1	88	準会員B
海老名	14	903	事務局		71	75
綾瀬	9	582	計	74	5,696	111



女性部長  
間瀬 喜代子

当会は広報事業の一環として、「やまと産業フェア(11月3日、4日)」、「座間市民ふるさとまつり(11月4日)」、「海老名ふれあい農業まつり(11月18日)」、「あやせ商工フェア(11月18日)」と、管内各市の行事に参加しました。

各会場では、税に関するクイズの実施や現金1億円(模造)の重さを体験できるコーナーを設置し、ブースを訪れた方に楽しんでいただきました。また、会場

内に青色申告会やe-Taxのパンフレット等を配布し、青色申告会と税の広報活動に努めました。

さらに「あやせ商工フェア」では、当会の女性部によるチャリティーバザーを実施し、当会役員や女性部員有志が持ち寄ったハンドバッグ・タオル・瀬戸物・雑貨などを販売し、売上金を綾瀬市へ寄付いたしました。

各会場とも子供から年配者まで多くの方が訪れていました。

大いに盛り上がり、青色申告会・税のPRが広く行われました。

## 管内各市の行事で青色申告会をPR

### 「税を考える週間」



## 税務署からのお知らせ

### 平成24年分の所得税などの確定申告の税務署での相談・申告書の受付

○所得税 平成25年2月18日(月)から同年3月15日(金)まで

《法定納期限 平成25年3月15日(金)：振替日 平成25年4月22日(月)》

○消費税 平成25年4月1日(月)まで

《法定納期限 平成25年4月1日(月)：振替日 平成25年4月24日(水)》

○贈与税 平成25年2月1日(金)から同年3月15日(金)まで

《法定納期限 平成25年3月15日(金)》

※還付申告は平成25年2月18日(月)以前でも行えます。

確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預金の種類及び口座番号(ゆうちょ銀行の貯金口座の場合は、記号番号のみ)を正確に書いて下さい。

なお、振込先の預貯金口座は申告者ご本人名義のもの(氏名のみの口座)に限ります。

※税務署の閉庁日(土・日曜日・祝日等)は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりませんので、ご注意ください。ただし、平成25年2月24日と3月3日に限り、日曜日でも確定申告の相談・申告書の受付を行います。

### 平成24年分の消費税(個人事業者)の確定申告

平成22年分の課税売上高が1,000万円を超える方又は消費税の課税事業者となることを選択した方は、平成24年分の消費税について申告が必要となります。

### 納税証明書を税務署窓口にて請求される方へ

平成24年分の申告所得税又は消費税の納税証明書を請求される方は、確定申告書を提出する前(e-Tax)により確定申告書を提出する場合には、送信日の翌日以降(送信票を持参していただければ手続きがスムーズになります。)に、納税証明書受付窓口(管理運営部門)にお申し出ください。

その際に、納税証明書その1(納税額用)、又はその3(未納がない用)を請求される方で、今回の申告分の納税が済んでいる場合は、その納税に係る領収書も併せてご持参ください。

### e-Tax(国税電子申告・納税システム)のご利用を!

○自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、所得税、消費税及び贈与税についてe-Taxに送信することができます。

○平成24年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高3,000円の控除を受けることができます(平成19~23年分の確定申告で本控除の適用を受けた方は受けられません)。

○電子申請した納税証明について、郵送または税務署窓口で書面で受け取ることができます。

○電子納税では、金融機関の窓口に出向くことなく、インターネット等を利用して国税を納付することができ、次の方法があります。

①「ダイレクト納付」による電子納税

②インターネットバンキング等による電子納税(登録方式・入力方式)

詳しくは、e-Taxホームページへ [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp) 是非、ご利用ください。